

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5 月 28 日

下関市長 殿

提出者

住 所 山口県下関市菊川町大字貴飯860番2  
氏 名 木屋川建設株式会社  
代表取締役 原野 正宏  
電話番号 083-287-1406

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	木屋川建設株式会社
事業場の所在地	山口県下関市菊川町大字貴飯860番2
計画期間	令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

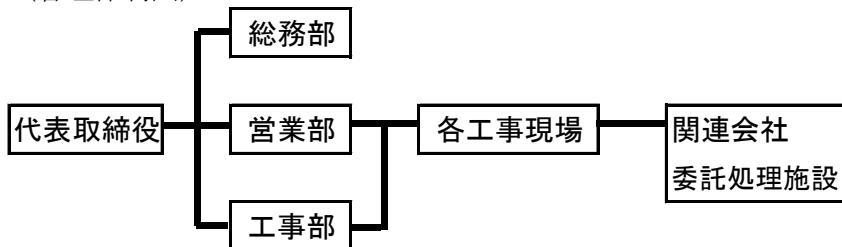
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	3億8223万円
③ 従業員数	17人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

（これまでに実施した取組）

公共工事は設計図書や現場状況から発生量を予測し、分別・再生利用業者への処理委託。

（今後実施する予定の取組）

現状の取組を維持。

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリートがら、アスファルトがら、その他がれき類）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、廃アルカリ、廃プラスチック、汚泥、金属くず
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリートがら、アスファルトがら、その他がれき類）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、廃アルカリ、廃プラスチック、汚泥、金属くず

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙1-1のとおり
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事により発生する建設廃棄物は受注工事量の増減及び受注内容に左右される。</li> <li>廃棄物の種類は工事内容により増えることが考えられる。</li> <li>再生利用が可能な廃棄物は、再生利用ができる業者へ委託する。 (委託先事業の区分：中間処理→再資源化)</li> </ul>		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(令和7年度計画)

別紙1-1

多量排出事業者 名 称	木屋川建設株式会社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	総合工事業
-------------	-----------	----------	-----	-------	-------

(単位：トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項		自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
		排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海上投棄処分を行 う 産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への熱回収 を行う業者への処理委託量		
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
産業廃棄物	燃え殻																			
	汚泥																			
	廃油																			
	廃酸																			
	廃アルカリ	2	1									2	1							
	廃プラスチック類																			
	紙くず																			
	木くず	497	400									497	400							
	繊維くず																			
	動植物性残さ																			
	動物系固形不要物																			
	ゴムくず																			
	金属くず																			
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	66	0									66	0							
	筋さい																			
	がれき類	906	900									906	900							
	動物のふん尿																			
	動物の死体																			
	ばいじん																			
	13号廃棄物																			
	計 (A)	1,471	1,301	0	0	0	0	0	0	0	0	1,471	1,301	0	0	0	0	0	0	

## 別紙

### ① 産業廃棄物の一連の処理の工程

#### 汚泥

収集運搬 [委託] → 中間処理・最終処分 [委託] → 固化→乾燥→養生→破碎→路盤材

#### 廃アルカリ

収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 脱水→中間処理 [委託] : 混練造粒固化後、埋戻し土

#### 廃プラスチック

自社運搬→中間処理 [委託] → 破碎: 選別→最終処分 [委託] : 埋立 (安定型)

自社運搬→中間処理 [委託] → 分別→最終処分 [委託] : 埋立 (安定型)

#### 木くず

自社運搬又は収集運搬→中間処理 [委託] → 破碎→中間処理 [委託] 木質チップ→発電バイオ燃料

自社運搬又は収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 破碎→木材チップ→堆肥原材料として販売

#### 金属くず

収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 破碎: 選別→壳却→ [委託] → 切断・圧縮→壳却→鉄鋼原料

#### がれき類 (Conがら)

自社運搬又は収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 破碎: 選別→コンクリートがらとして市内土木業者へ壳却

#### がれき類 (Asがら)

自社運搬又は収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 破碎し、その全てを再資源化

自社運搬又は収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 破碎し、その全量を再生骨材・再生路盤材に再資源化

自社運搬→中間処理 [委託] → 破碎し、その全部を再生アスコン・再生路盤材に再資源化

#### がれき類 (石綿含有)

収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 最終処分 [委託] : 埋立 (安定型)

#### がれき類 (その他のがれき類)

自社運搬又は収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 最終処分: 埋立 (安定型) (最終処分場)

自社運搬又は収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 最終処分 [委託] : 埋立 (安定型)

#### ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず

収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 最終処分 [委託] : 破碎・圧縮→再生・最終処分・壳却

収集運搬 [委託] → 中間処理 [委託] → 最終処分 [委託] : 埋立

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 5 月 28 日

下関市長 殿

提出者

住 所 山口県下関市菊川町大字貴飯860番2  
氏 名 木屋川建設株式会社  
代表取締役 原野 正宏

電話番号 083-287-1406

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	木屋川建設株式会社
事業場の所在地	山口県下関市菊川町大字貴飯860番2
事業の種類	総合工事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年(2024年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1291 t	全処理委託量	1291 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書(令和6年度実績)

多量排出事業者 名 称	木屋川建設株式会社	所在地(市町名)	下関市	事業の種類	総合工事業
-------------	-----------	----------	-----	-------	-------

別紙1-3

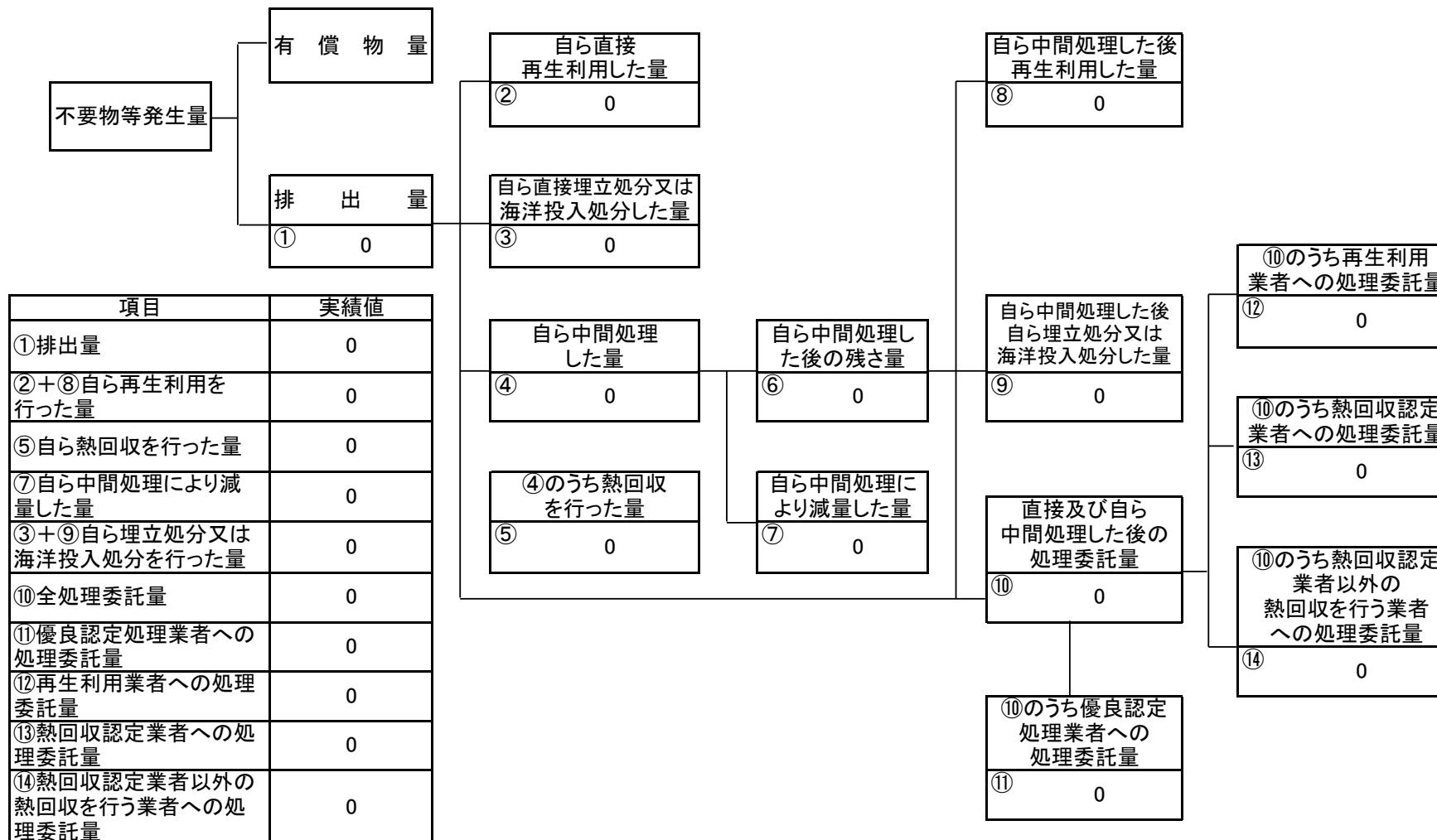
区分	種類	①排出量	計画の実施状況												⑩(⑨)のうち再生利用業者への処理委託量	⑪(⑩)のうち優良認定事業者の処理委託量	⑫(⑩)のうち熱回収認定事業者の処理委託量	⑬(⑩)のうち熱回収認定事業者の処理委託量
			②自ら直接再生利用した量	③自ら直接処理した量	④自ら直接投入処分又は海洋投入処分した量	⑤自ら中間処理を行った量	⑥自ら中間処理による減量した量	⑦自ら中間処理した後の残さ量	⑧自ら中間処理した後、再生利用した量	⑨自ら中間処理した後、自ら直接処理立替又は海洋投入処分した量	⑩(⑨)のうち再生利用業者への処理委託量	⑪(⑩)のうち中間処理業者への処理委託量	⑫(⑩)のうち最終処理業者への処理委託量	⑬(⑩)のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑭(⑩)のうち熱回収認定事業者の処理委託量			
産業廃	燃え殻										0	0	0	0	0	0	0	
	汚泥										0	0	0	0	0	0	0	
	废油										0	0	0	0	0	0	0	
	废酸										0	0	0	0	0	0	0	
	废アルカリ	2									2	2	2	0	0	0	0	
	废プラスチック類										0	0	0	0	0	0	0	
	紙くず										0	0	0	0	0	0	0	
	木くず	497									497	497	497	0	0	0	0	
	繊維くず										0	0	0	0	0	0	0	
	動植物性残さ										0	0	0	0	0	0	0	
	動物系固形不要物										0	0	0	0	0	0	0	
	ゴムくず										0	0	0	0	0	0	0	
	金属くず										0	0	0	0	0	0	0	
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	66									66	0	66	66	0	0	0	
	鉛さい										0	0	0	0	0	0	0	
	がれき類	906									906	906	906	0	0	0	0	
	動物のふん尿										0	0	0	0	0	0	0	
	動物の死体										0	0	0	0	0	0	0	
	ばいじん										0	0	0	0	0	0	0	
	13号廃棄物										0	0	0	0	0	0	0	
	計 (A)	1,471	0	0	0	0	0	0	0	0	1,471	1,405	1,405	0	66	66	0	0



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 燃え殻)

)



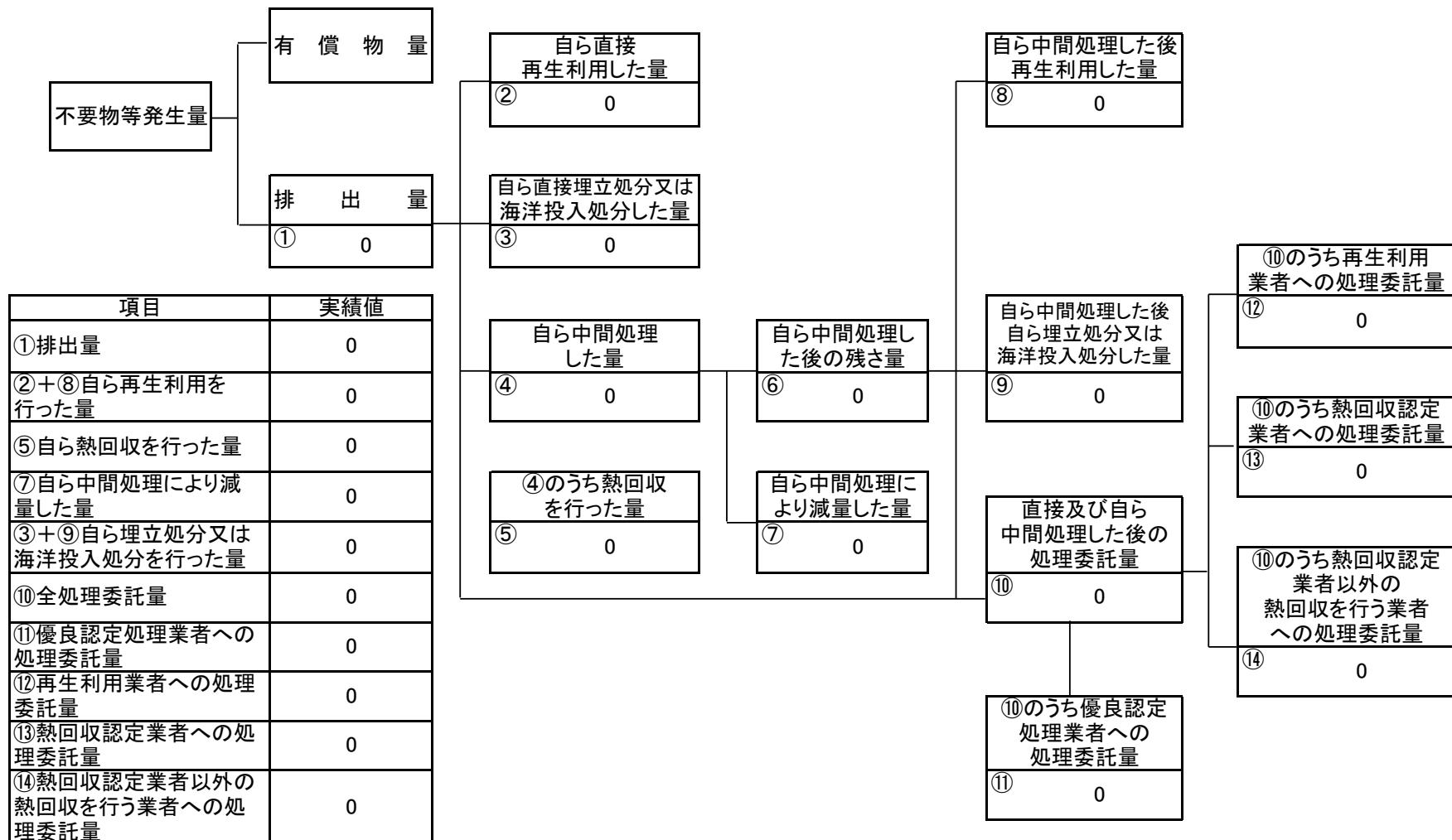
(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

)

(第二面)

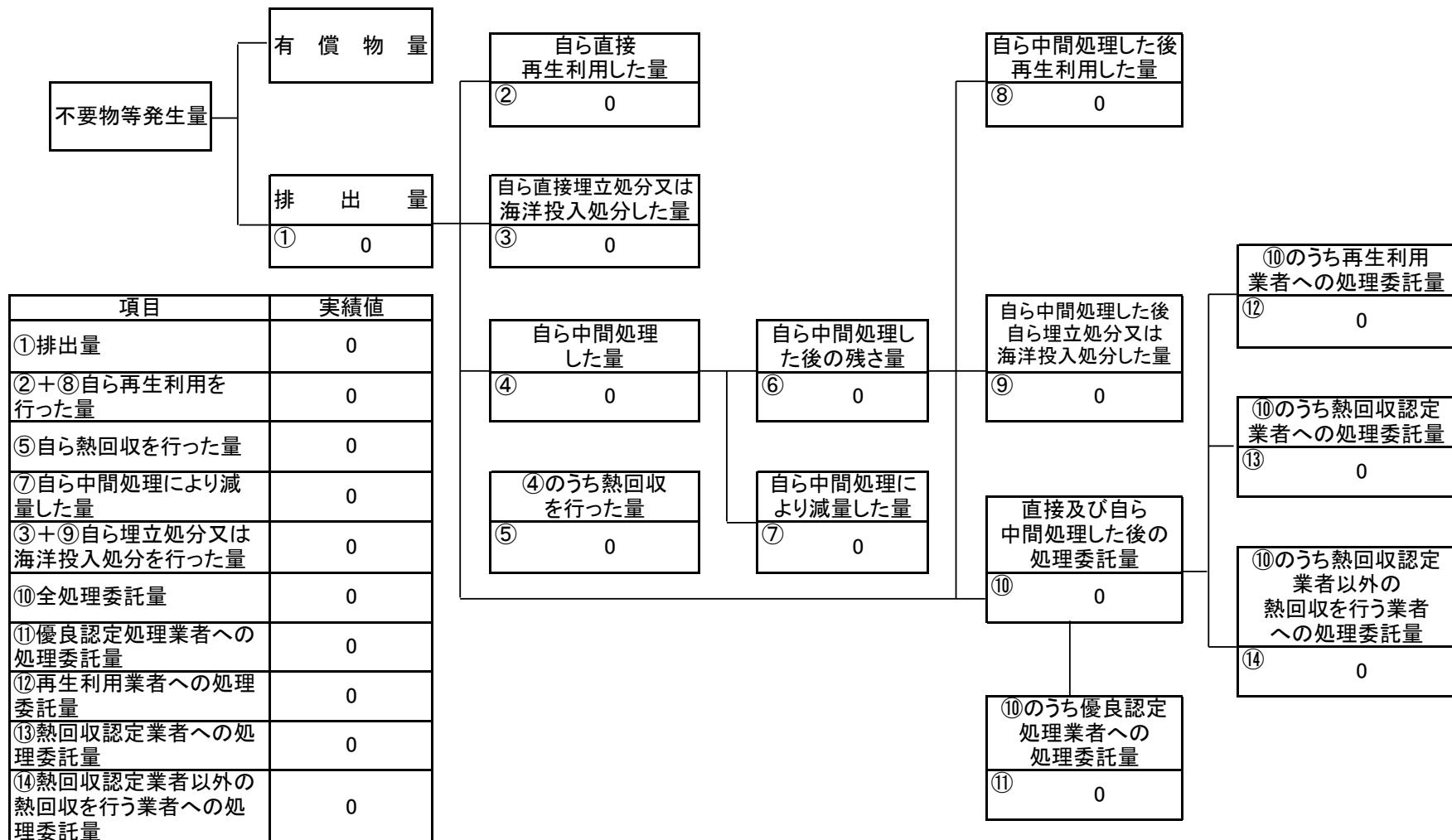


## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃油)

)

(第二面)

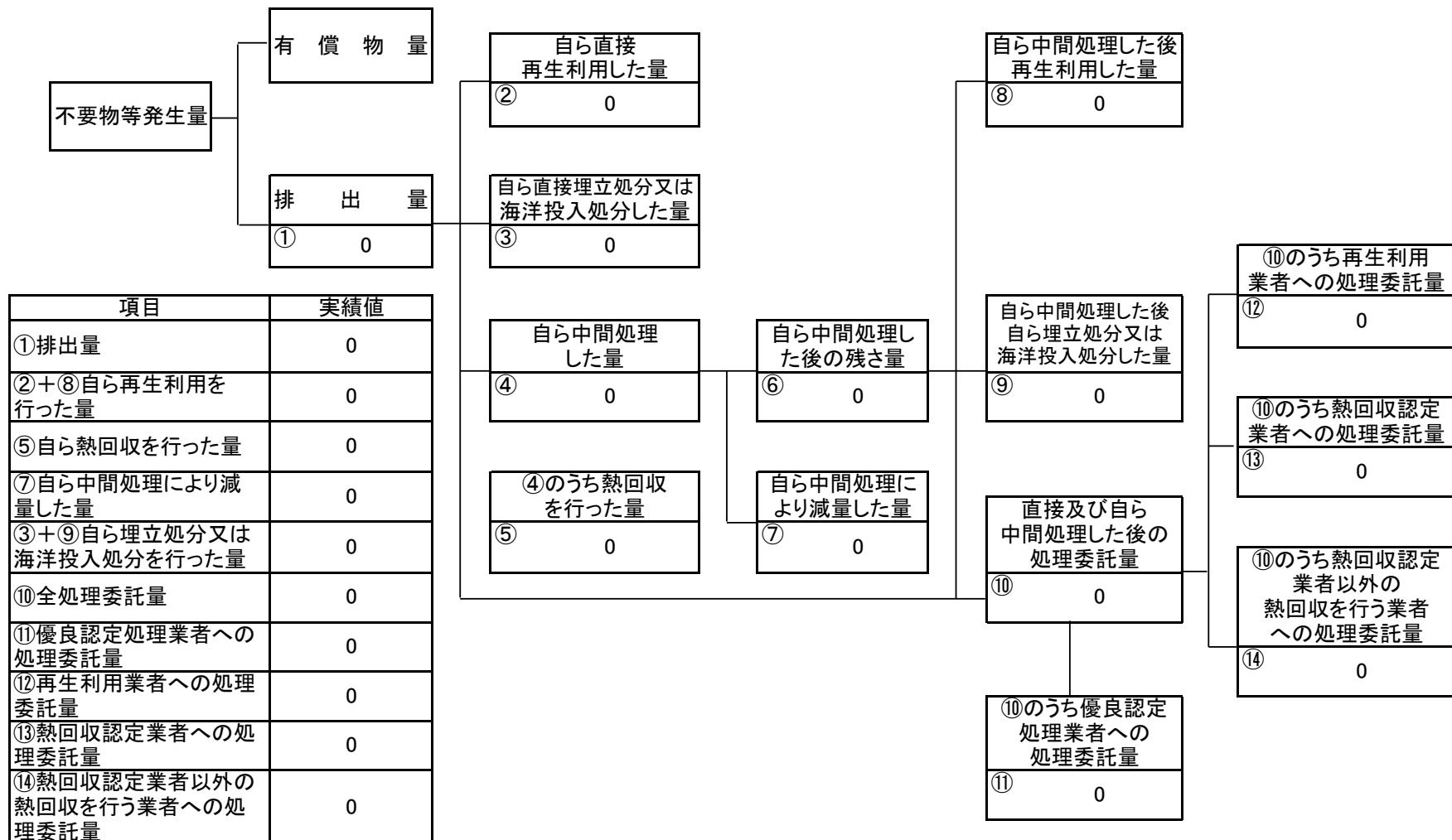


## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃酸)

)

(第2面)

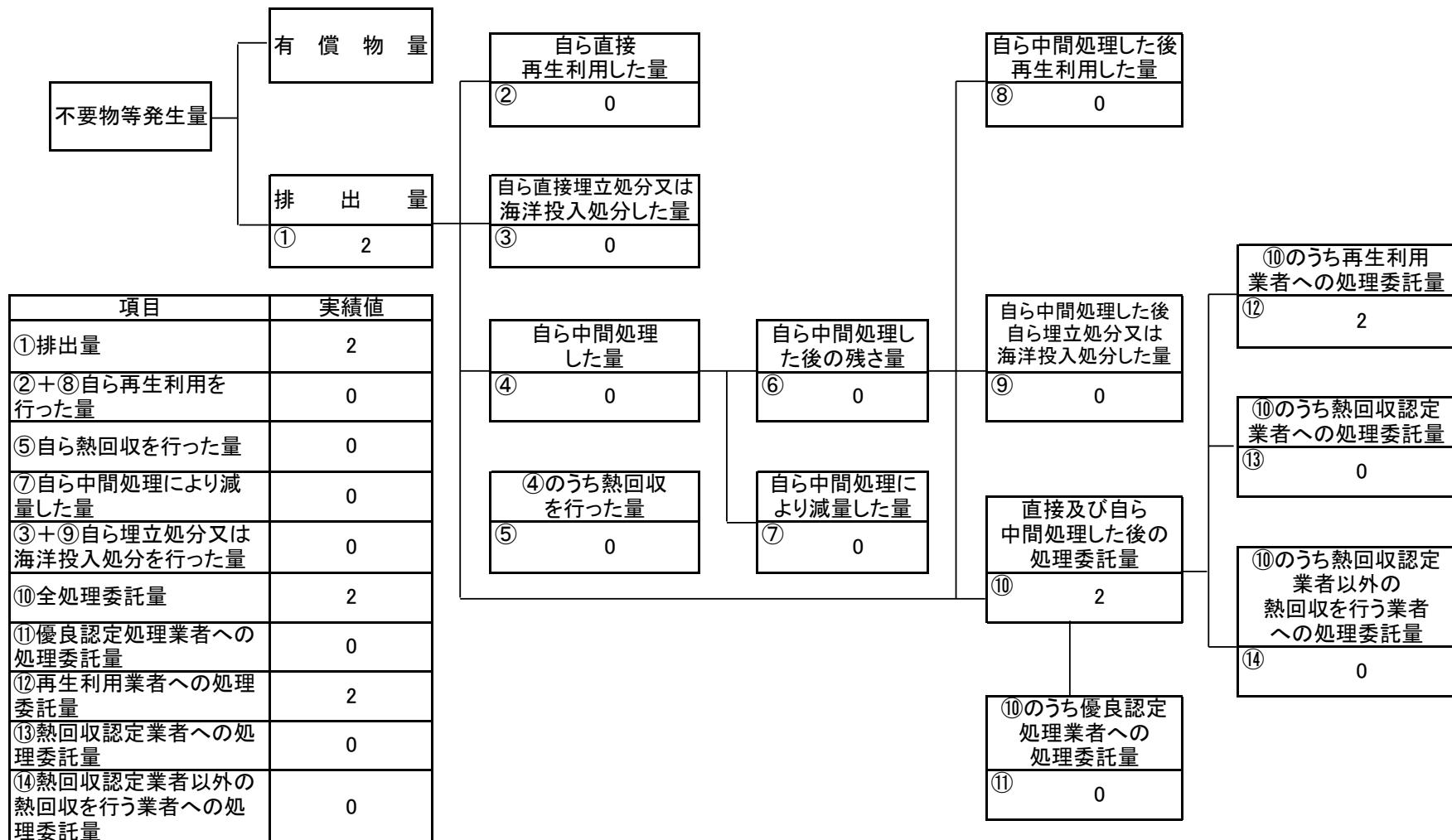


## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)

)

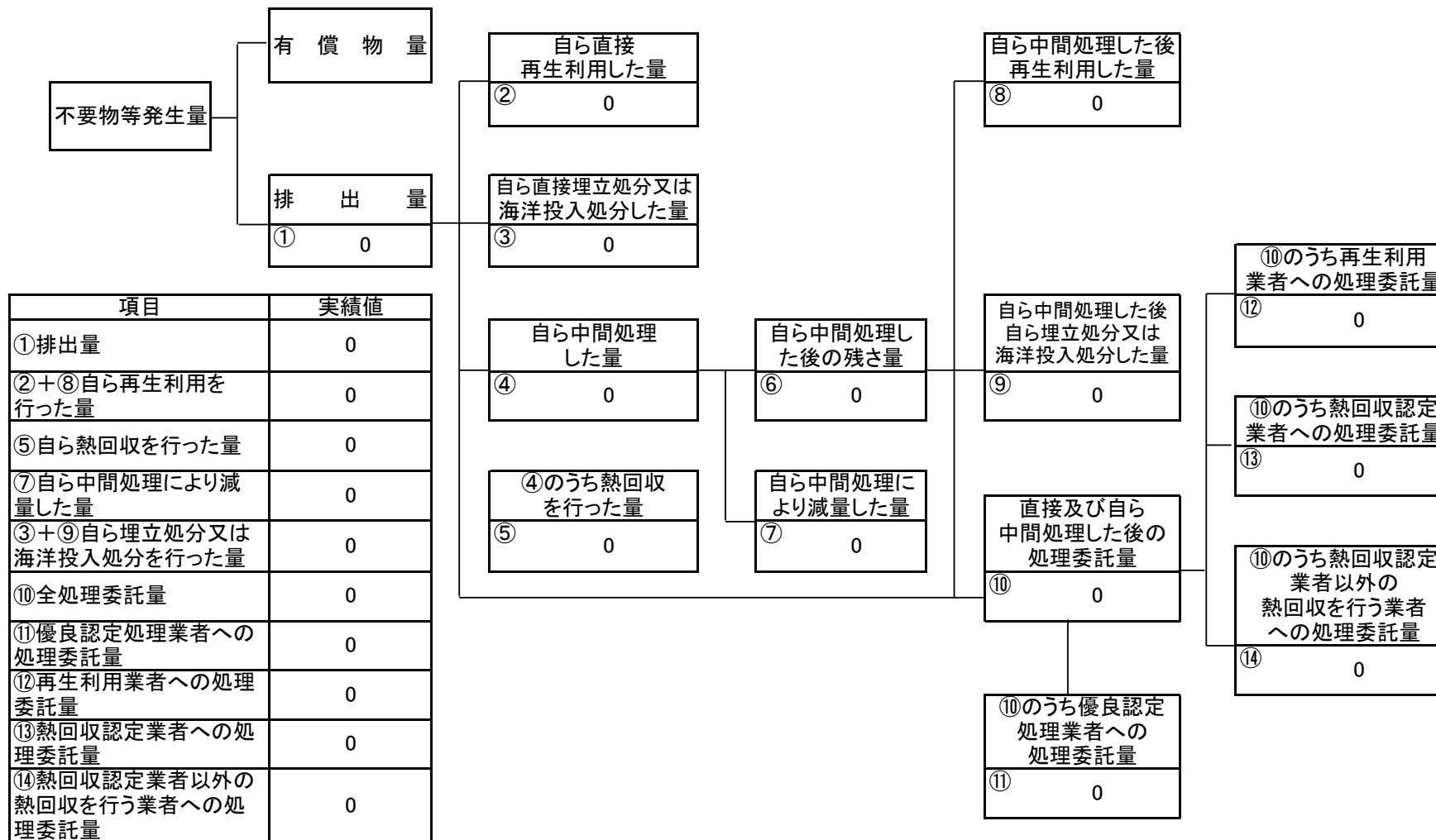
(第2面)



## 計画の実施状況

（産業廃棄物の種類： 廃プラスチック

)

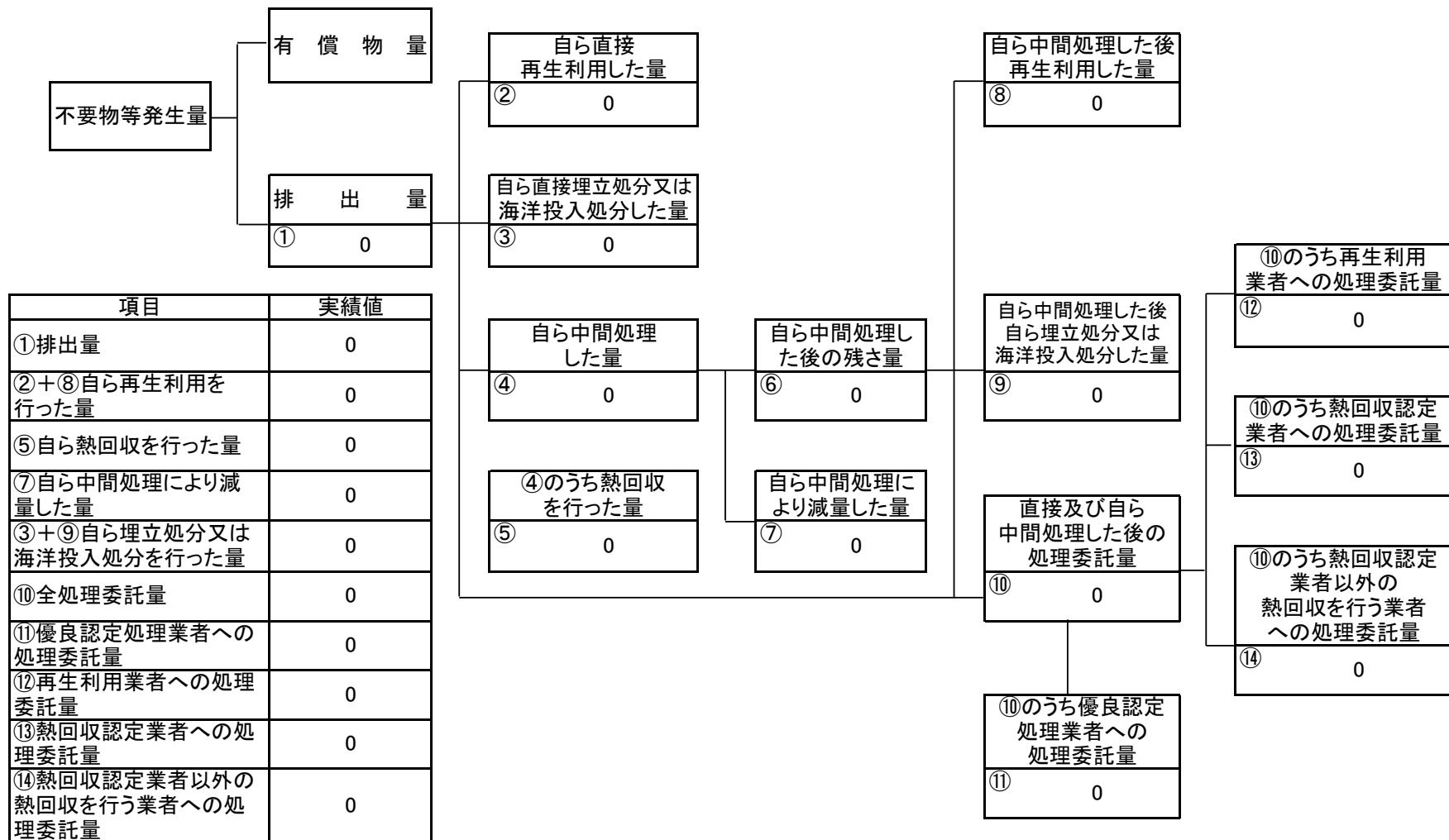


(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 紙くず)

)

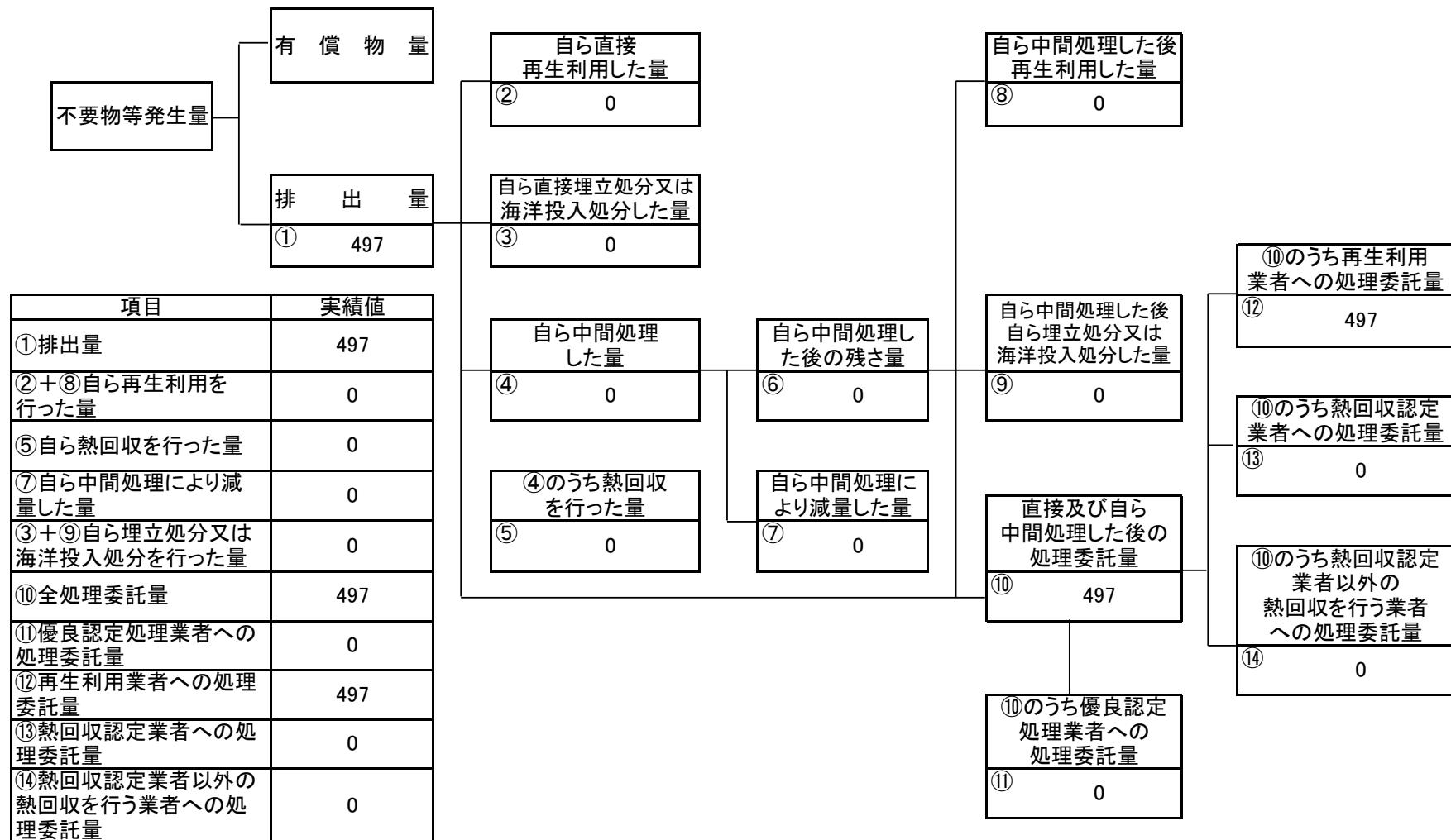


(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)

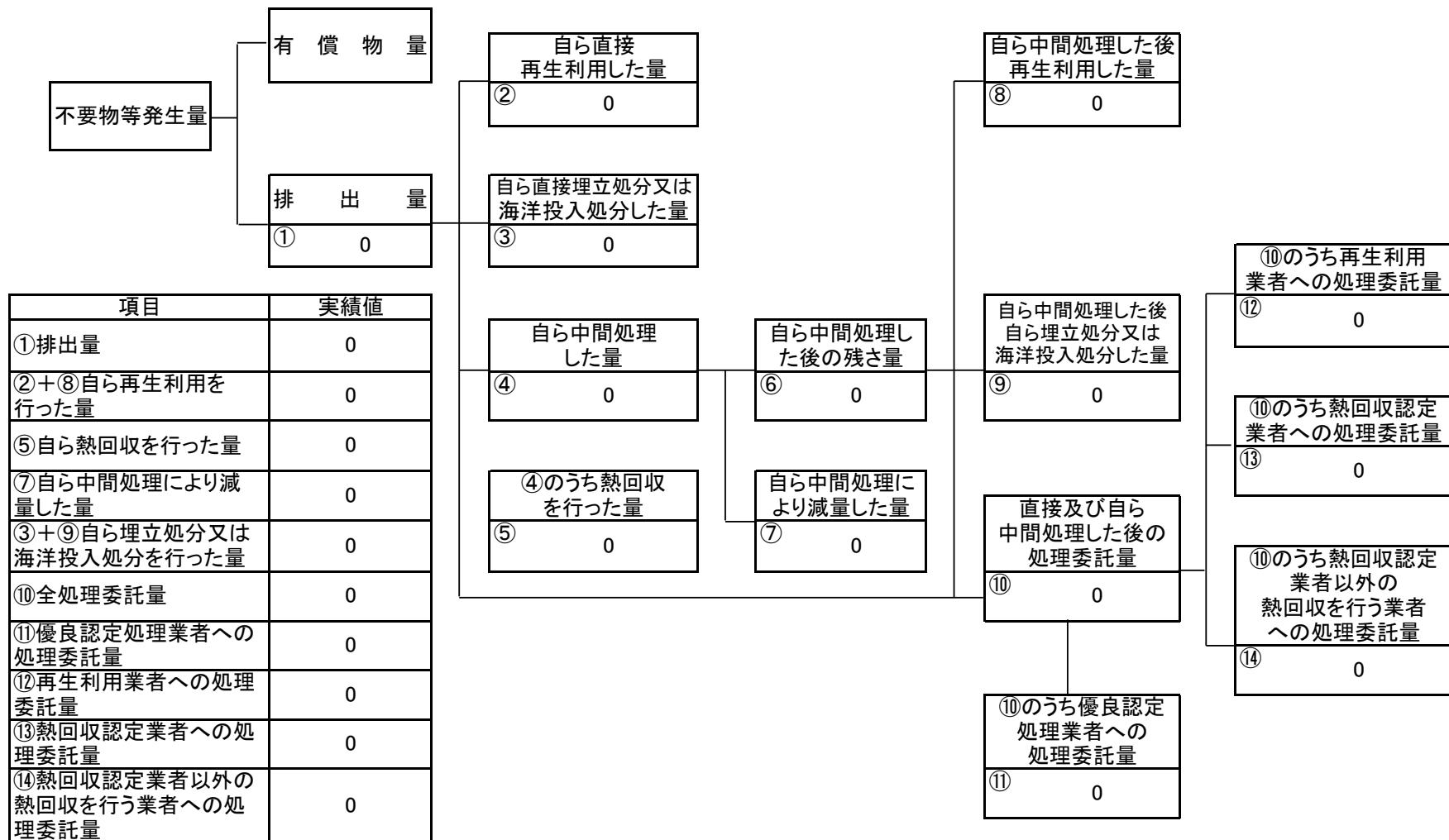
)



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 繊維くず)

)

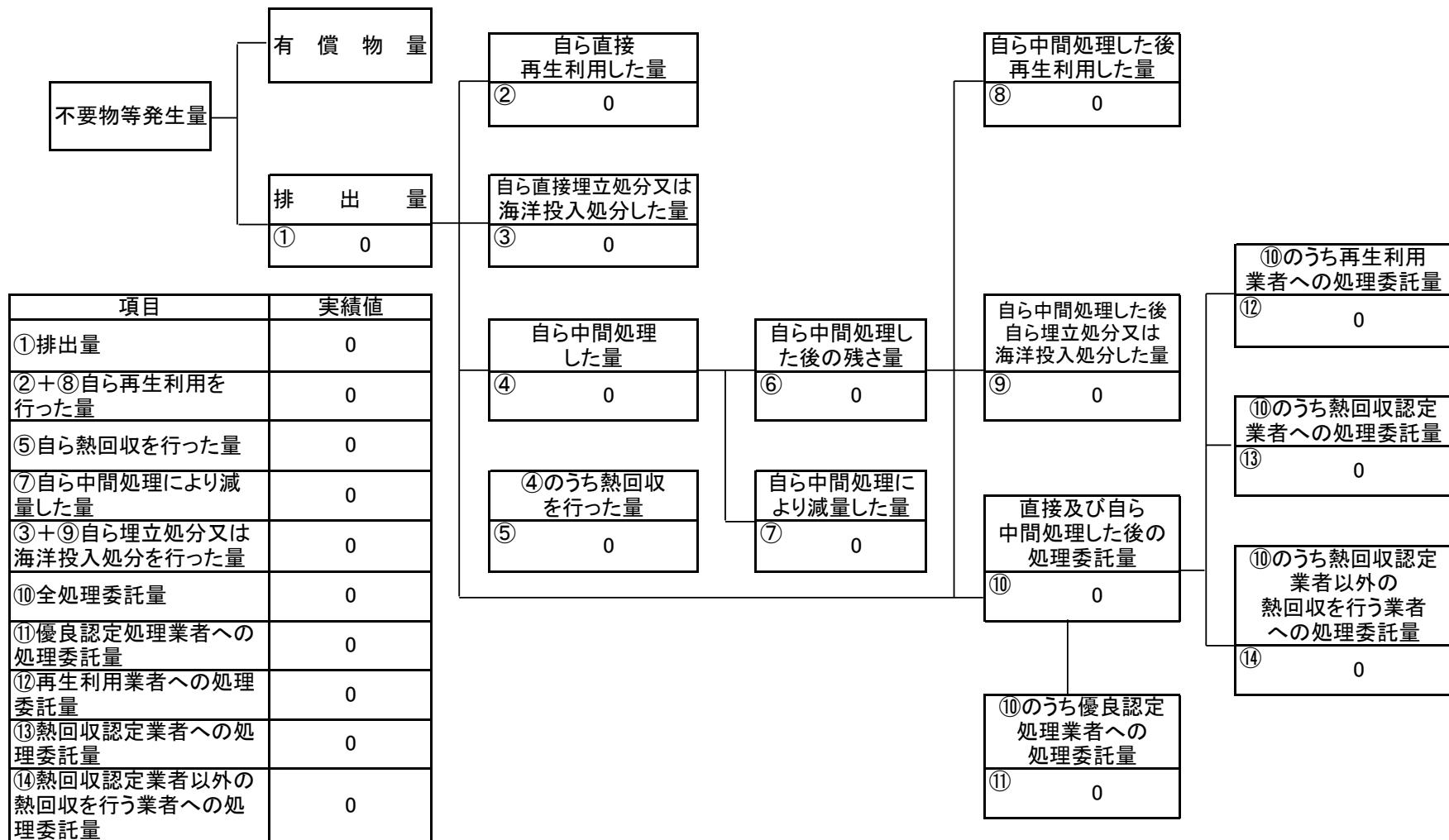


(第2面)

## 計画の実施状況

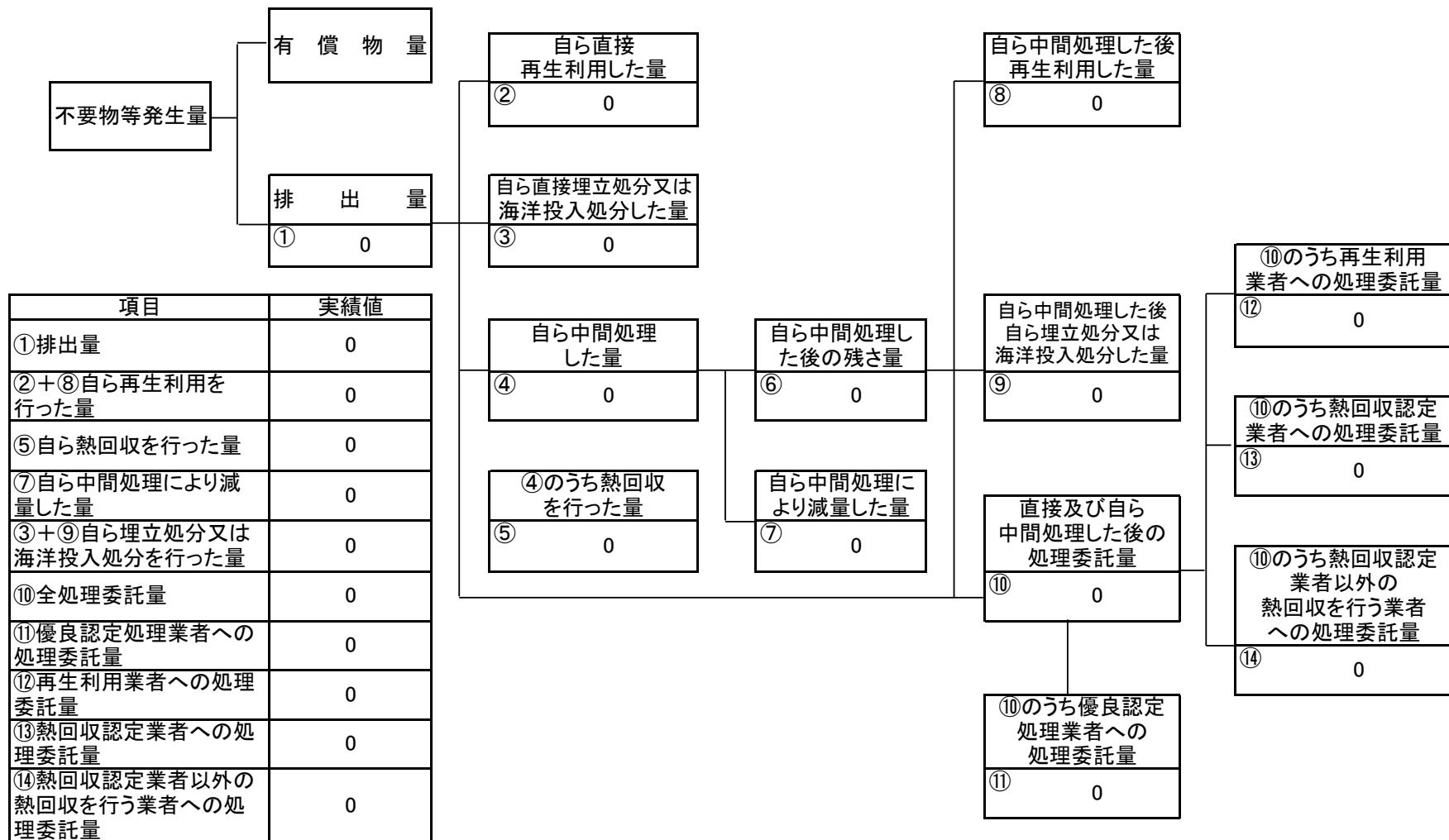
(産業廃棄物の種類: 動植物性残さ)

)



(第2面)

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: 動物系固形不要物)

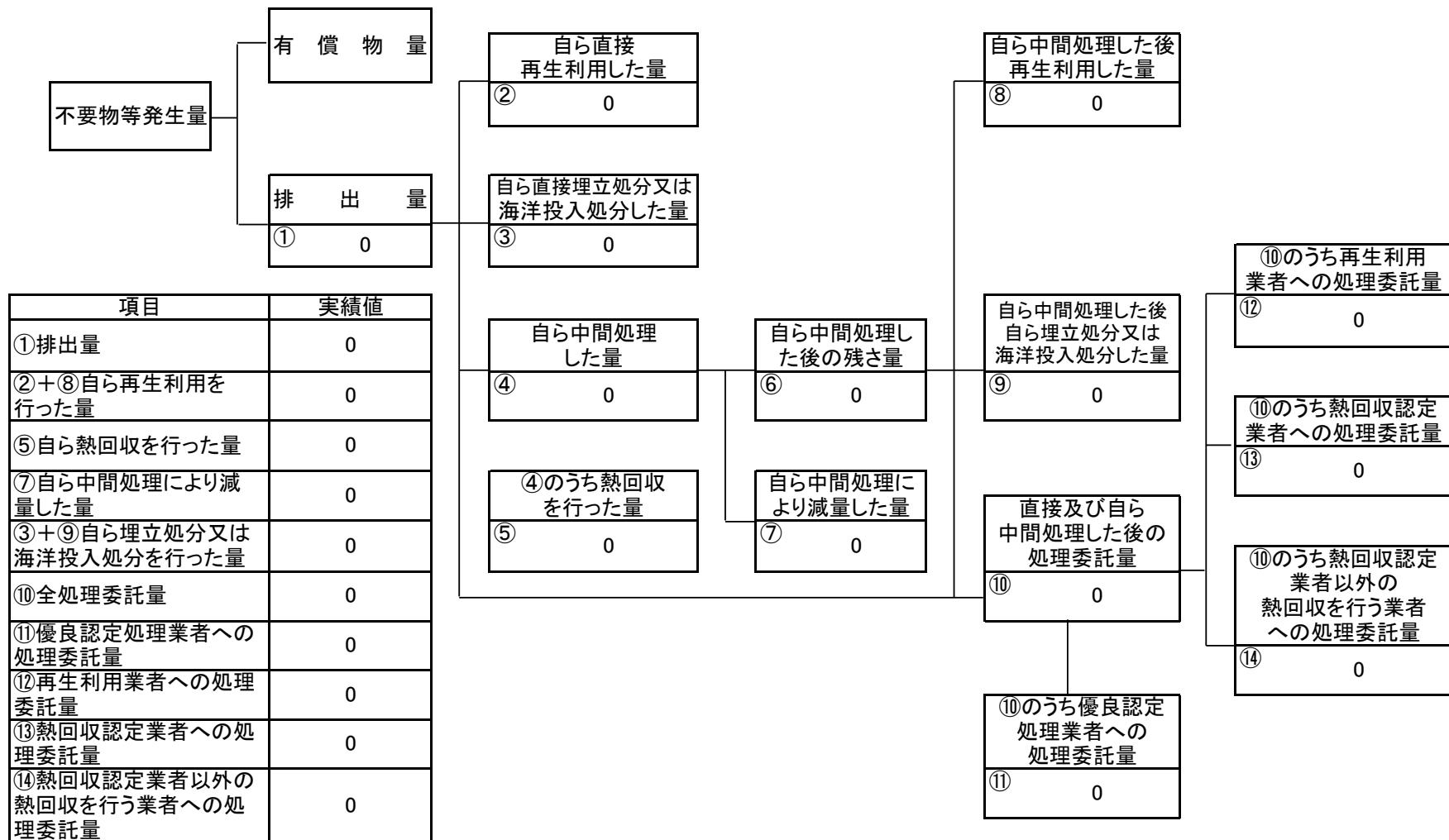


(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ゴムくず)

)



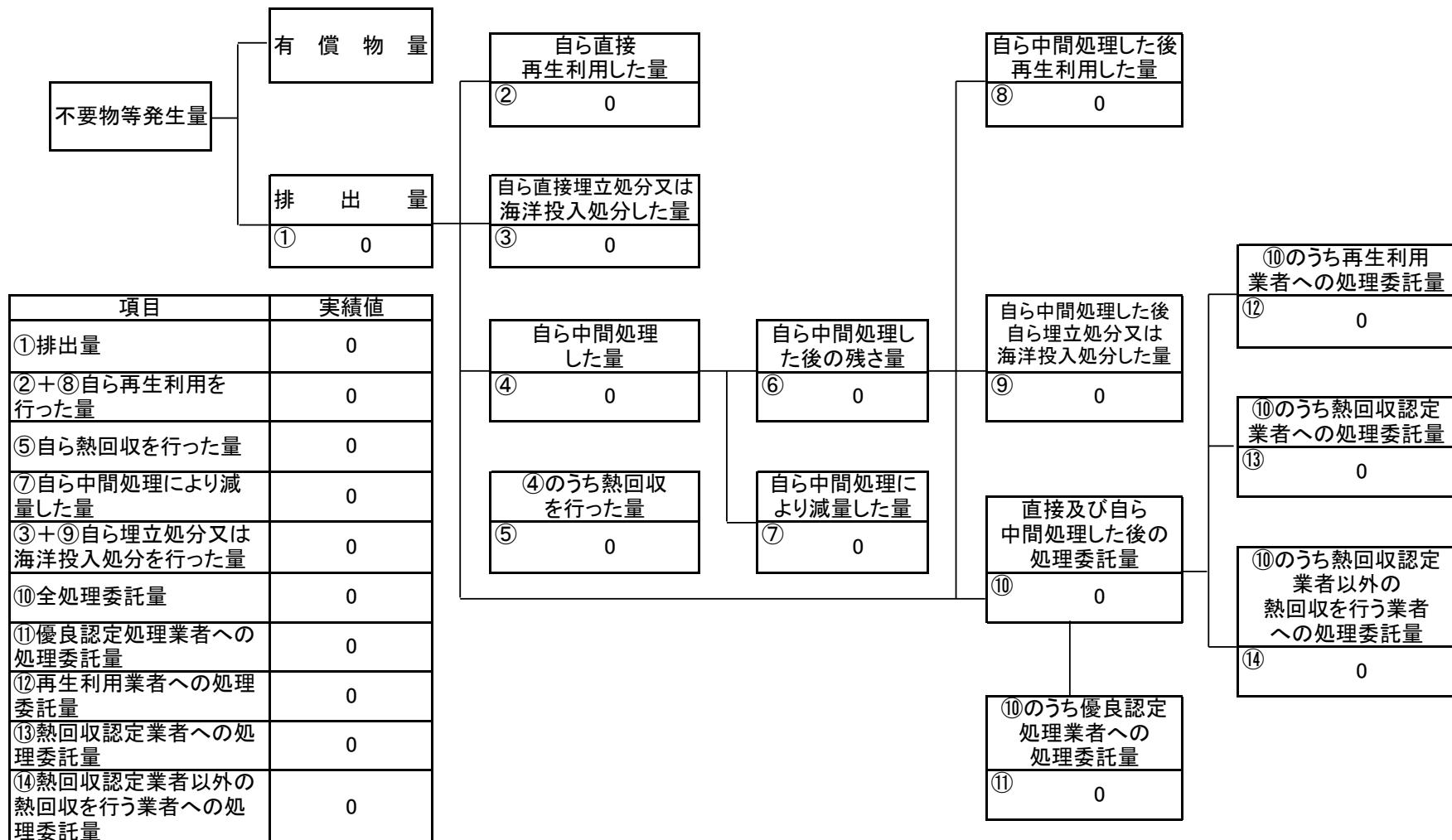
(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 金属くず)

)

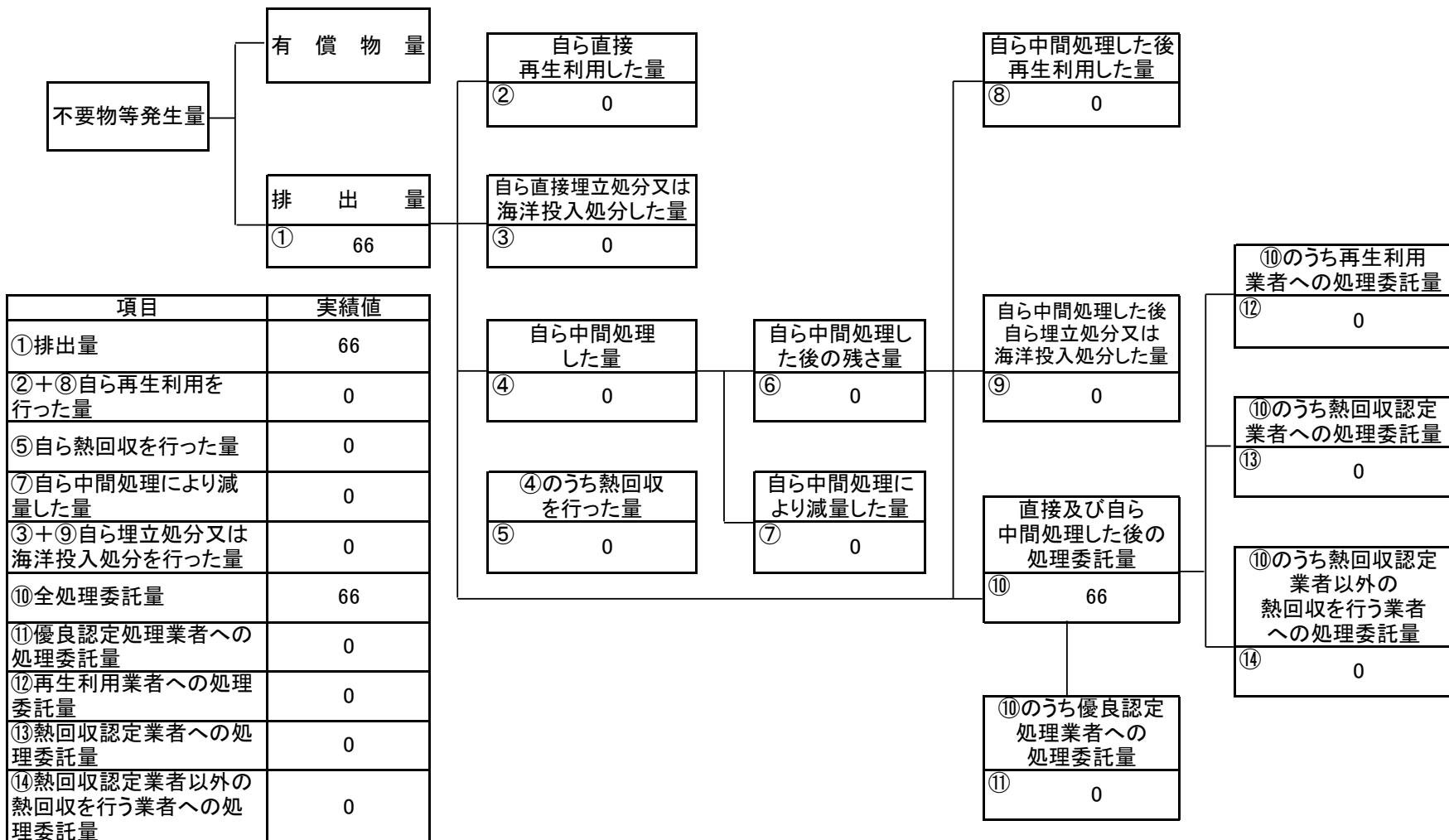
(第2面)



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず )

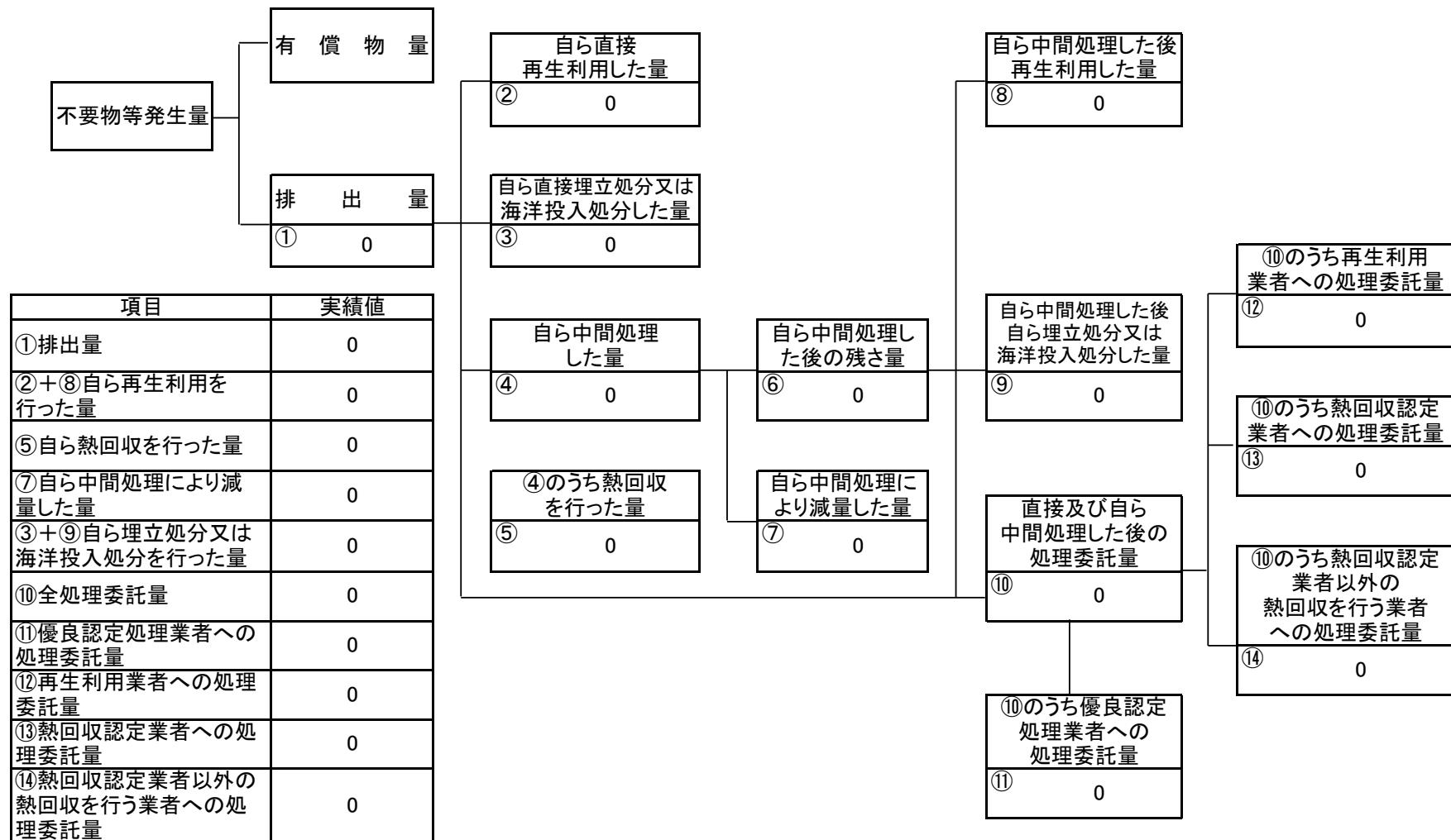
(第2面)



## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 鉱さい)

)

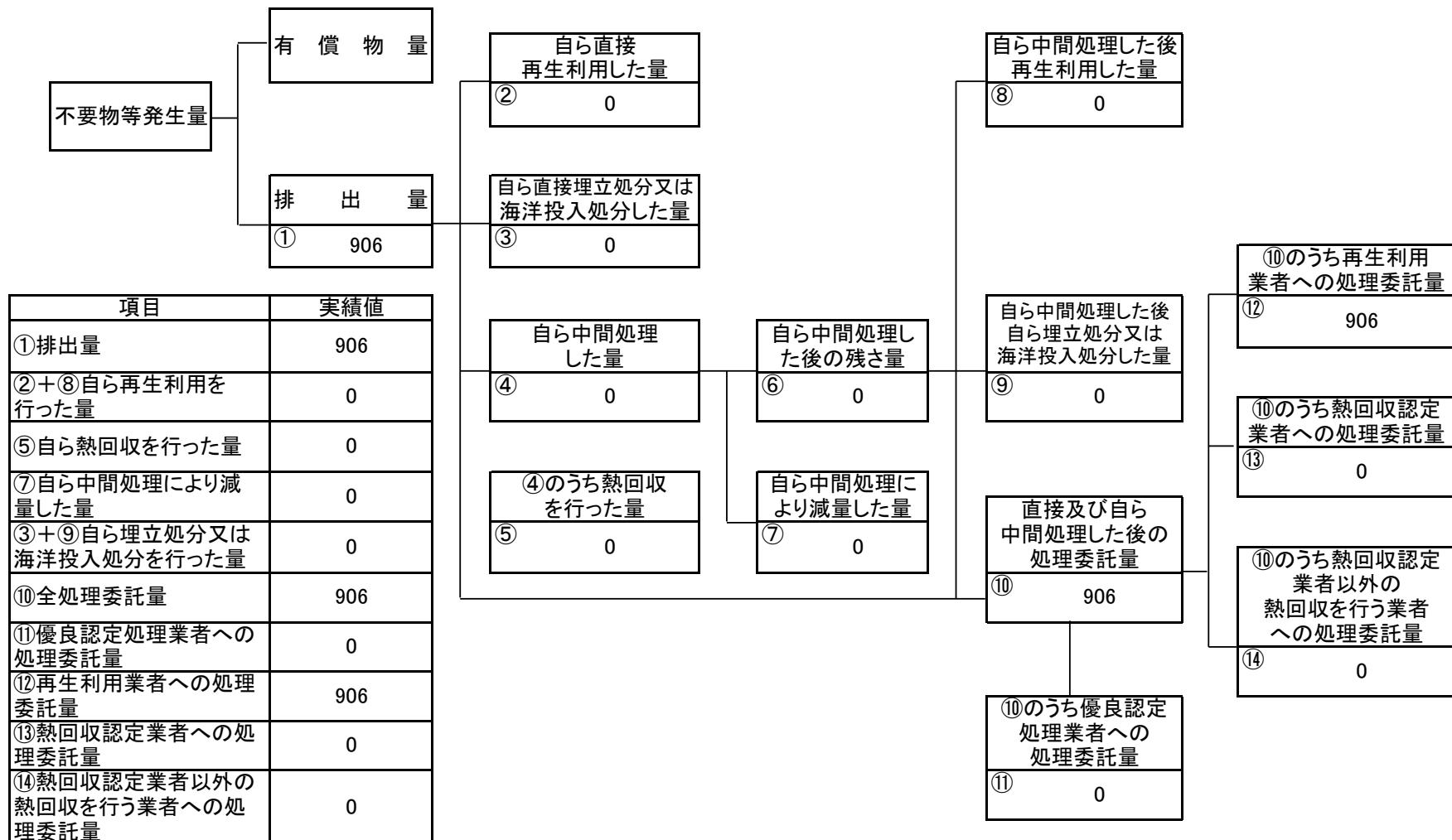


(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)

)

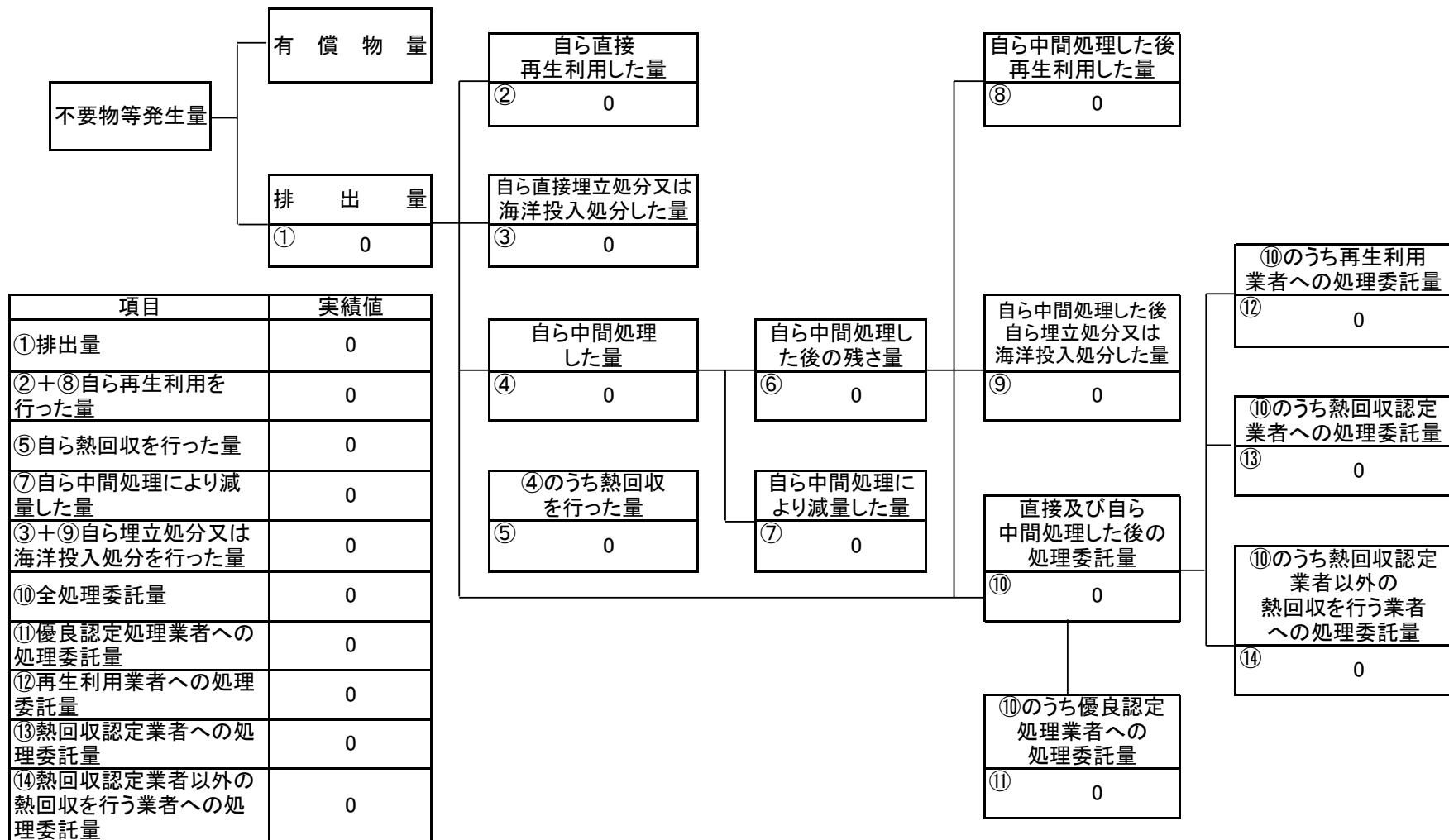


(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物のふん尿)

)

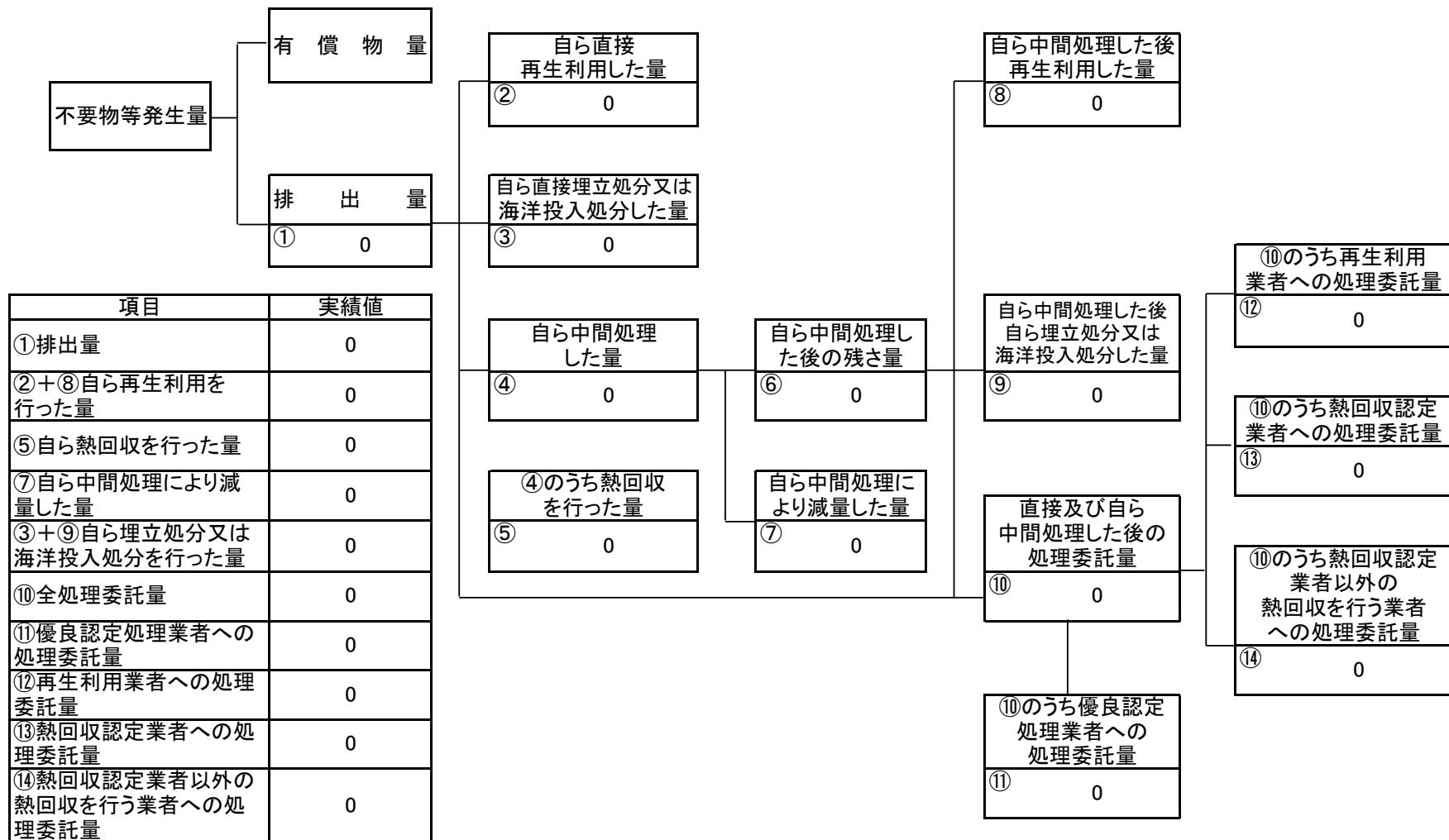


(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 動物の死体)

)

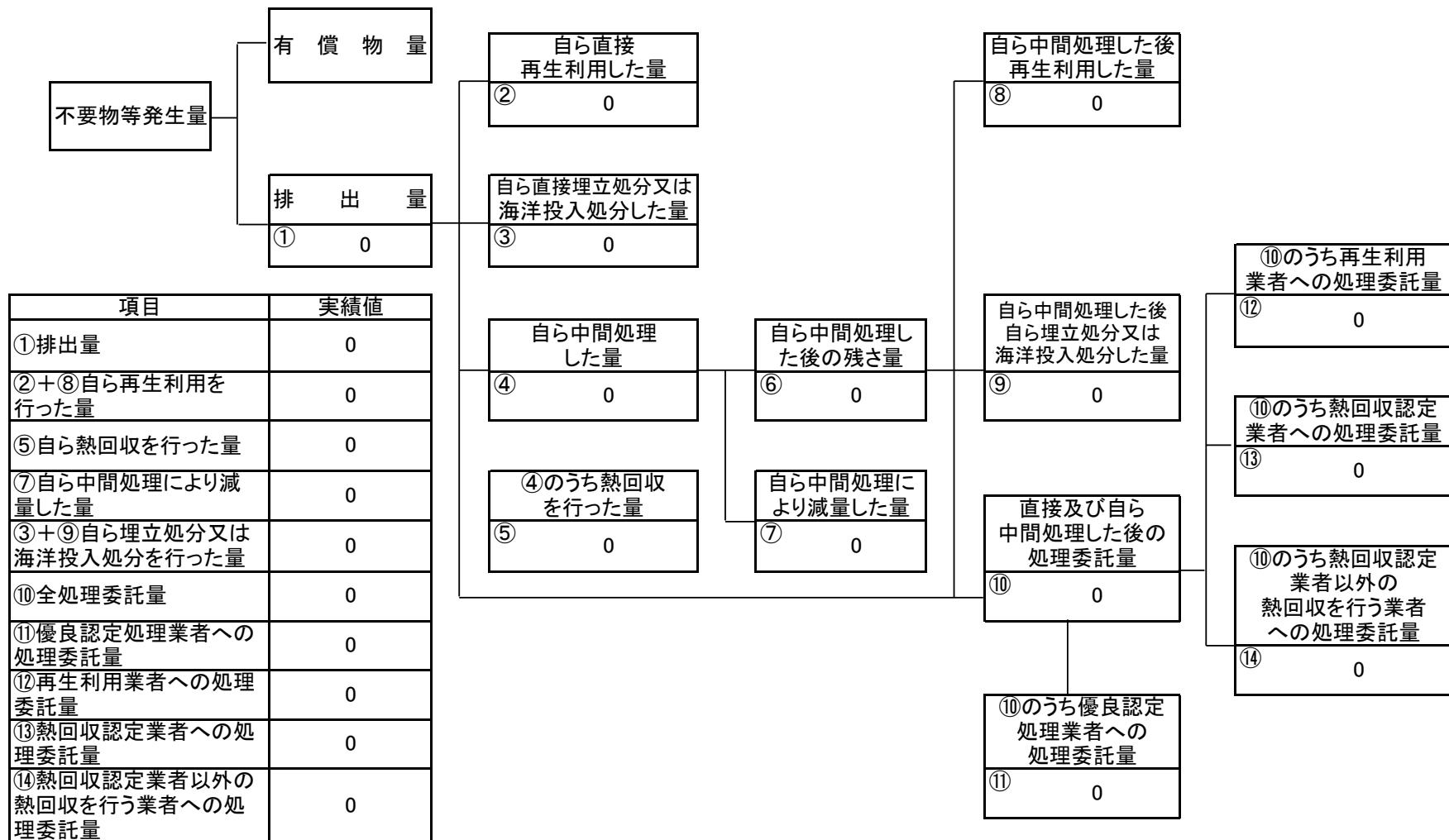


(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ばいじん)

)



(第2面)

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 13号廃棄物)

)

(第二面)

